

# 藤和けんこう通信



2018年6月号 VOL.92

療養費改定 改定率+0.32%

発行元：藤和ビジョン株式会社（訪問マッサージ・はりきゅう/エステ/転倒予防トレーニング）  
相模原院042-855-0420 町田院042-851-7528 海老名院046-204-5482 二俣川院045-442-5439 青葉台院045-508-9560

## 6月施術分から一部負担金（療養費）が改定されます！

	改定前		改定後	
	治療院からの距離		治療院からの距離	
1施術あたり マッサージ5部位 (全身) 1割負担の場合  ※3割負担の場合は右記金額の3倍	2km以内	320円	4km以内	400円
	4km以内	400円		
	6km以内	480円	4km超え	440円
	6km超え	550円		

平成30年6月施術分より、厚生労働省による療養費改定が行われ、患者様の一部負担金の支払い額が変更になります。施術部位数及び訪問距離により金額が算定されます。

1施術あたりの支払額が今までより、数十円増額また減額されます。

ポイント①『距離の壁』がほとんど無くなりました！  
訪問距離が近いところは増額↑、遠いところは減額↓  
今後（時期未定）マッサージ・鍼灸だけに残っている往療費の距離加算は廃止される予定です。

ポイント②医師への施術報告書の交付が平成30年10月より義務化  
藤和マッサージでは以前から、当然必要なものと認識して自主的に報告書を作成しておりました。

・藤和マッサージからのお約束  
既存の患者様には、当院から患者様ごとに個別で改定後の金額をお知らせいたします。

何事も思いやりを持って対応します！



# ◎医療・介護関連ニュース◎



## 「介護予防」から撤退する事業所、4割の自治体に

(2018年5月15日読売新聞)

比較的元気な高齢者に介護予防サービスを提供する事業所のうち、事業から撤退する意向を示したケースが、4月時点で4割の市区町村にあることが、厚生労働省の調査でわかった。要介護認定で「要支援」とされた人など向けに、訪問や通所による介護予防や生活支援を行う事業所の現状を調査。1708市区町村が回答し、676自治体で撤退意向の事業所が確認された。このうち83自治体の計610人が、事業所を変えたり、利用をやめたりする必要があった。要支援の人向けのサービスは2014年度まで介護保険で提供され、事業所への報酬も全国一律だったが、制度改正で、一部のサービスを15～17年度に市区町村の事業へ移行。サービスや報酬を市区町村が決める仕組みとなった。事業所の撤退は、市区町村が報酬を引き下げたことが影響したとみられる。

## 「はやり目」過去10年間で最多…1医療機関あたり1・17人

(2018年5月23日読売新聞)

国立感染症研究所は22日、5月7～13日の1週間で、流行性角結膜炎(はやり目)の患者数が1医療機関当たり1・17人となったと発表した。過去10年間で最多となる。流行性角結膜炎は、アデノウイルスが原因。感染力は強く、充血や目の痛み、まぶたの腫れなどの症状が出る。感染研によると、過去10年では、2015年8月の1・15人が最多だったが、今回、それを上回った。都道府県別でみると、宮崎県3・83人、新潟県3・5人、神奈川県3・15人の順で多い。感染研の藤本嗣人・感染症疫学センター第四室長は「こまめな手洗いやタオルの共有を避けるなど予防が必要」と話している。

## 介護のペーパーワーク半減、第1弾固まる 10月施行 指定申請の書類が対象

(2018年4月27日官庁通信社)

介護の現場に課しているペーパーワークの半減に向けて、厚生労働省は具体策の第1弾を固めた。すでにパブリックコメントの手続きにかけており、早ければ5月下旬にも改正省令を公布する。まずは事業者が指定を申請する際に求めている書類を減らす。開設者の定款や役員の氏名、生年月日などの提出を不要とする。10月1日から施行する。2020年代初頭までに介護の帳票などの文書量を半減させる。政府が掲げている目標だ。事務作業にかかる時間と労力を少なくし、介護職員の負担の軽減やモチベーションのアップ、人手不足の解消につなげる狙いがある。厚労省は今年3月、具体策の第1弾で実際に省く書類の案を公表。自治体の担当者を集めた会議で、前向きに協力するよう呼びかけていた。

今回削減の対象とされたのは、事業所の指定申請や施設の設立認可の際に出さなければいけない書類の一部。以下に該当する項目がある場合はそれを削除する、とされている。自治体へのアンケート調査の結果なども踏まえて選定したという。厚労省は今後、新たに不要とする文書の範囲を徐々に広げていく考え。指導監査に関連するものについて、近く自治体や事業者などから意見を聞く。介護報酬の請求に関する書類にも手をつける。まずは実態を詳しく把握し、具体策の第2弾を検討していく方針だ。

## 無料体験マッサージ、いつでもお気軽にどうぞ

TOWA  
藤和

とうわ  
藤和マッサージ

【訪問マッサージ・はりきゅう】

相模原院 ☎042-855-0420

町田院 ☎042-851-7528

海老名院 ☎046-204-5482

二俣川院 ☎045-442-5439

青葉台院 ☎045-508-9560

エステ・転倒予防トレーニング ☎0120-900-894

相模原市南区南台4-13-23-1階

町田市森野4-17-23-2階-B

海老名市中央3-3-13-202

横浜市旭区二俣川1-32-100

横浜市青葉区榎が丘14-3-205